

第6章 都市計画マスタープランの 推進に向けて

1 都市計画の各種施策の推進

本計画は、都市づくり全般に関する方針であることから、すべてを実現するためには長い時間と莫大な費用を要します。プランをプランとして終わらせないために一步一步の着実な努力の積み重ねが重要となります。

本計画に掲げる都市計画の決定・変更や各種事業の施行などの具体化については、総合計画等との整合を図るなかで実現に向けて取り組みます。

2 将来都市構造の構築に向けた事業の推進

将来都市構造を構築するためには、軸と拠点の着実な整備が極めて重要となります。

現時点では、本計画の計画期間中に次に掲げる事業を優先的に進めていきます。

- ・三浦半島連絡軸の整備

三浦半島中央道路北側区間の整備〔事業主体：神奈川県〕

- ・地域交流拠点の整備

南郷トンネル入口交差点付近の地域交流拠点の整備

- ・中心都市軸の整備

主要幹線道路の交通条件の更なる改善（バスベ이의整備、ポケットパークの設置）

3 都市計画マスタープランの機動的な見直し

本計画の改定にあたり、状況等が整わず、具体的に明示できなかった内容がありますが、今後の各個別計画による方針の決定、住民等からの都市計画の提案などの状況の変化により、迅速な都市計画決定の必要性から本計画を改定しなければならないことが想定されます。

こうしたケースが生じた場合には、目標年次の途中であっても速やかに見直すこととします。
《参考事例》

○住民等からの提案による地区計画や景観地区等の地域レベルの都市計画決定

○道路、下水道、ごみ焼却場等の都市施設にかかる個別計画等の方針決定に伴う都市計画決定（変更）

4 協働のまちづくりのしくみの活用

本町では、葉山町まちづくり条例第3章「協働によるまちづくりの推進」で、都市計画法に基づく地区計画・景観地区などの地域地区や建築基準法による建築協定へと発展させるために住民が主体的にまちづくりを進め、町がそれを支援するしくみを定めています。

このしくみを活用し協働のまちづくりの推進を図ります。

- ・町は住民に地域まちづくりに取り組むよう積極的にはたらきかけます。
- ・住民が地域まちづくりに取り組むきっかけになる事業を企画します。
- ・町内における協働のまちづくりの取り組みを共有できる情報を発信します。